

再生資源分別回収報奨金

再生資源分別回収報奨金は、ごみの発生を抑制するとともに有限な資源の有効利用を図るため、再生資源を分別・回収する団体に対し、村が予算の範囲内で支給するものです。

再生資源とは？

村内の家庭から出た次にあげる品目です。

- ①紙類 ②布類 ③びん類 ④空きかん類
- ⑤乾電池、蛍光灯類 ⑥紙パック類 ⑦ペットボトル
- ⑧プラスチック製容器包装 ⑨その他村長が認めたもの

団体とは

報奨金の支給を受けることのできる団体は、自治会、子ども会、その他地域住民で組織された団体で、村への登録が必要となります。

報奨金額は？

回収した再生資源の重量に応じ、1kgにつき7円を支給します。
(紙パック・ペットボトル・プラスチック製容器包装は15円)

お問い合わせ 東海村清掃センター 電話 029-282-7289

生ごみ処理機購入補助金

家庭用生ごみ処理機器の購入費用の補助について

東海村では、一般家庭から出される生ごみの減量化・資源化を目的に家庭用生ごみ処理機器の購入費用の補助を行っています。

対象者

村内在住の世帯主
※過去3年度以内に生ごみ処理機器購入補助制度を受けていない方に限ります。

対象機種

電動生ごみ処理機、
電気式以外の生ごみ処理機(コンポスト容器等)

補助金額

購入費の半額
・電動生ごみ処理機 上限 30,000円
・電気式以外 上限 一基につき4,000円

補助台数

電動生ごみ処理機 1世帯につき1基
電気式以外 1世帯につき2基まで

申込み

購入後30日以内に環境政策課(役場4階)で申込みを行ってください。
※詳細は、下記お問い合わせ先または村公式ホームページにてご確認ください。

お問い合わせ 環境政策課 電話 029-282-1711

